

(令和7年度修士課程・博士課程前期進学予定者対象)
日本学生支援機構第一種奨学金返還免除内定候補者 募集要項

1. 制度概要

大学院では、日本学生支援機構第一種奨学金の貸与を受けた学生が、奨学金の貸与期間中に特に優れた業績を挙げたと認められる場合には、貸与期間終了時において貸与奨学金の全額又は半額の返還が免除される、返還免除制度があります。

貸与終了時に認定する特に優れた業績による返還免除を、修士課程（博士課程前期）に進学する前に内定する制度です。進学を予定している大学院を通じて、修士課程（博士課程前期）へ進学する前年度に申請します。

2. 対象者

令和7年度に福岡大学大学院修士課程（博士課程前期）への進学を希望し、以下の①～④のすべてを満たす者。

- ① 大学学部等において修学支援新制度（旧給付奨学金を含む。）を利用していること（※1）又は住民税非課税世帯であること（※2）が申請時に福岡大学大学院で確認できること。

（※1）本内定制度申請及び推薦時点で、家計基準に基づく支援区分見直しにより、奨学生の身分が「停止中」の者は対象外です。ただし、家計基準のうち、所得（支給額算定基準額）は基準内であるが資産額のみ基準外で停止となっている者は対象となります。

（※2）学生本人及び生計維持者（父母がいる場合は原則父母2名）の所得証明書等により全員の市区町村民税所得割額が0円であることを確認してください。

- ② 特定分野（「科学技術イノベーション創出に寄与する分野（情報・AI、量子、マテリアル等）」又は「大学の強みや地域の強み等を生かした分野」）へ進学を希望していること。

※本学では、全研究科を対象に募集を行います。

- ③ 将来、上記②に記載の特定分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を備えて活動することができると認められる者。

- ④ 本学大学院に入学後、第一種奨学金を貸与予定の者（授業料後払い制度を含む）

※留学生除く。ただし、外国籍の学生でも「法定特別永住者」「永住者」「定住者」等、在留資格によっては対象となる場合があります。

※本返還免除内定制度の対象者と第一種奨学金の申込資格は異なります。事前に第一種奨学金の申込資格をご確認ください。

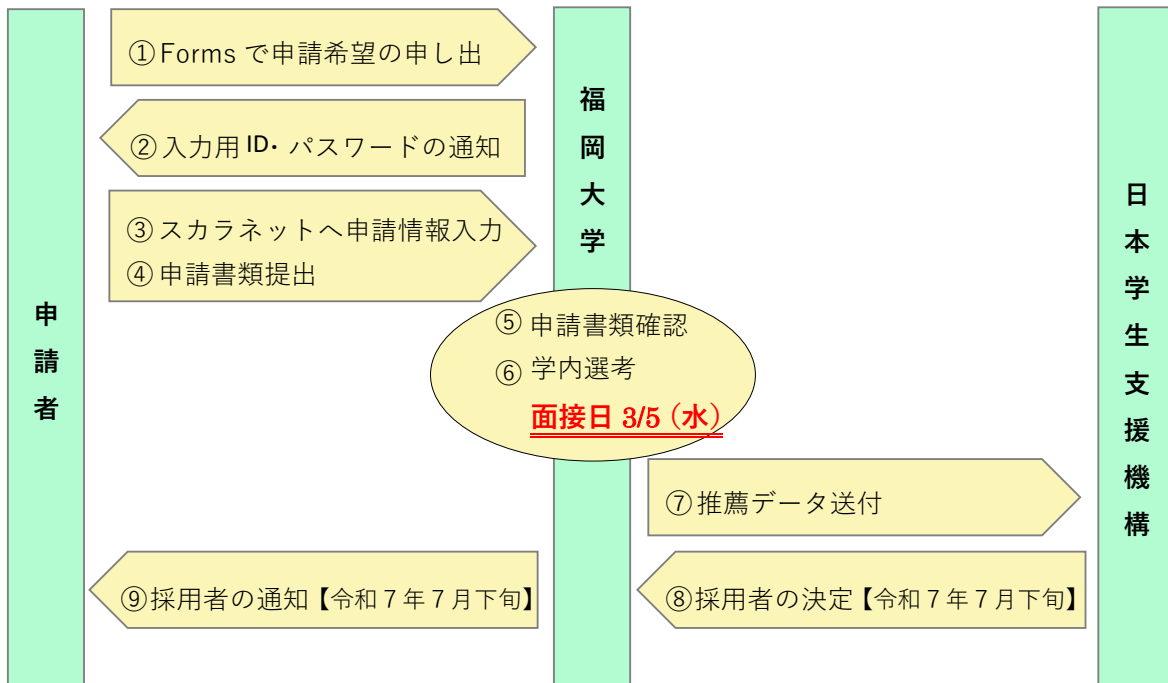
3. 推薦枠

福岡大学大学院から日本学生支援機構への推薦可能数は以下のとおりです。

特定分野	基本枠	追加枠
科学技術イノベーション	3	1
大学・地域の強み	2	1

※大学から推薦された場合、日本学生支援機構における選考を経て返還免除内定者として認定されます。大学から推薦された場合でも、必ず内定者として認定されるわけではありません。

4. 申請から採用までの流れ



①Forms で申請希望の申し出

申請希望者は事前に Forms（以下 URL）にアクセスし、申請者情報を入力の上、回答してください。

Forms: <https://forms.office.com/r/qKqYR4aGr9>

②入力用 ID・パスワードの通知

①の方法で申し出があった方に、スカラネット（日本学生支援機構のシステム）に申請情報を入力する際に必要な ID・パスワードをメールで通知いたします。

③スカラネットへ申請情報入力

入力前に必ず「スカラネット入力下書き用紙（日本学生支援機構様式）」に入力内容を記入してください。その後、②で通知された ID・パスワードを用いてスカラネットへログインし、下書き用紙に記入した申請情報を入力してください。

④申請書類提出／⑤申請書類確認

申請書類一式を窓口へ持参又は郵送で大学院事務課へ提出してください。書類に不備がある場合や申請期間内に書類が揃わない場合は、申請受付ができませんので、余裕をもってご提出ください。

⑥学内選考

申請者について書類選考及び面接を行います。面接に関する連絡は、本学学生は「学籍番号@cis.fukuoka-u.ac.jp」のメールアドレス、それ以外の方は①Formsで申請希望の申し出時に回答したメールアドレスへ案内しますので、必ず確認してください。なお、大学院事務課からの連絡は「gakuin@adm.fukuoka-u.ac.jp」のメールアドレスから送付します。

※時間は追って連絡します。

面接日 令和7年3月5日（水）

⑦推薦データ送付

学内選考の結果、推薦者となった方について、大学から日本学生支援機構へ推薦します。

⑧採用者の決定／⑨採用者の通知

大学からの推薦者について日本学生支援機構で選考し、採用者を決定します。日本学生支援機構から通知があり次第、採用者に連絡します。

5. 申請書類

- ① スカラネット下書き用紙（日本学生支援機構様式）
- ② 学部の学業成績証明書
- ③ 研究計画書（本学様式 A）
- ④ 「2. 対象者」に記載の申請資格①を満たすことを証明する書類

《修学支援新制度を利用している場合》

- 給付奨学生：給付奨学生番号が確認できる書類のコピー
(例：奨学生証・スカラネットパーソナルの画面コピー等)
- 授業料減免のみ適用者：在学期間が発行した授業料減免証明書（最新のもの。コピー可）

《修学支援新制度を利用していない場合》※住民税非課税世帯の方

- 申請者本人及び生計維持者（父母がいる場合は原則として父母 2 名）分の非課税証明書（取得可能な最新年度のもの）

6. 申請期間

令和 7 年 1 月 31 日（金）まで 【土日を除く】

※飛び級入試受験者のみ**令和 7 年 2 月 12 日（水）**まで

- 書類は窓口へ持参するか、郵送にてご提出ください。
- 郵送の場合は、書留郵便で申請期間最終日までに必着となるようご提出ください。また、封筒の表に「修士内定候補申請書類在中」と朱書きしてください。

7. 受付場所／受付時間

【受付場所】

〒814-0180

福岡市城南区七隈八丁目 19 番 1 号 福岡大学大学院事務課（福岡大学中央図書館 6 階）

【受付時間】

平日 9 時～17 時 30 分まで

8. 注意事項

- 本制度への申請者は、別途第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）の申請を行う必要があります。予約採用又は大学院入学後の在学採用で申請を行ってください。
- 入学決定前の春季入試受験者も申請が可能です。ただし、複数の大学院に申請することはできません。
- 申請した大学院と別の大学院に入学した場合は、内定者として決定していてもその効力は失われることとなります。本学大学院への入学を辞退する場合は、辞退が確定した時点でご連絡ください。
- 本制度に申請し、内定者として認定された場合でも、奨学金貸与終了時に改めて返還免除申請手続きが必要です。
- 本制度に申請し、内定者として認定された場合、進級時に内定者として相応しい成績を修めているかを評価する「中間評価」が行われます。評価により学業成績不振と判断された場合は、内定を取り消される場合があります。
- 本制度で内定者とならなかった又は申請しなかった場合でも、奨学金貸与終了時に返還免除制度に申請することは可能です。

9. 問い合わせ先

【本制度及び日本学生支援機構奨学金返還免除に関する問い合わせ】

福岡大学 大学院事務課（奨学金担当）

電話番号：092-871-6631（内線：2913～2916）

メールアドレス：gakuin@adm.fukuoka-u.ac.jp

【修学支援新制度・第一種奨学金採用・授業料後払い制度等に関する問い合わせ】

福岡大学 学生課（奨学金担当）

電話番号：092-871-6631（内線：2654～2656）

メールアドレス：fushougakukin@adm.fukuoka-u.ac.jp